

多摩市役所剣道部規程

- (名称)
第1条 この剣道部は、多摩市役所剣道部（以下「剣道部」という）と称す。
- (所在)
第2条 この剣道部は、多摩市役所内に置く。
- (目的)
第3条 この剣道部は、職員相互の親睦を図り精神と肉体を鍛えることによって、多摩市の奉仕者として最適な人物を育成することを目的とする。
- (組織)
第4条 この剣道部は、原則として多摩市役所職員をもって組織する。
- (運営)
第5条 この剣道部を運営するために、次の役員を置く。
第6条 この剣道部は、必要に応じ顧問及び相談役若干名を置くことができる。
第7条 前条の承認に当たっては、総会において出席部員の3分の2以上の賛同を得なければならぬ。
- (役員の選出及び任期)
第7条 役員は、部員の互選により選出し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠役員の選出は前項に準じ、任期は前任者の残任期間とする。
(定期総会)
第8条 この剣道部の定期総会は、毎年5月に開催する。
2 総会は、部員の過半数の出席により成立する。
(臨時総会)
第9条 この剣道部の臨時総会は、定期総会のほか運営に必要な事項が生じたときは、その都度開催する。
2 臨時総会は、部員の過半数の出席により成立する。
(加入及び脱退)
第10条 この剣道部の加入及び脱退は、本人の自由意志に基づく。
(除名)
第11条 この剣道部は、次の各号の一に該当するときは除名することができる。
(1) 長期にわたり剣道部の活動に参加しない者。
(2) 第3条の定める目的に反する行為を行った者。
2 前項の除名を行う場合は、総会において出席部員の過半数の同意を必要とする。(会計年度)
第12条 この剣道部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- (部費)
第13条 この剣道部は、その運営のために部員より毎月千円徴収する。
但し、必要があるときは、臨時に徴収することができる。
(規約の改正)
第14条 この規約を改正する時は、総会において出席部員の過半数の同意を必要とする。(その他)
第15条 この規約に定めるものを除くほか、剣道部の運営について必要な事項は、第5条に定める(2)から(8)までの役員が協議し決定する。

- 付則 1 この規約は、昭和53年4月1日から施行する。
付則 2 多摩市職員剣道部規約は廃止する。
付則 昭和58年4月14日改正。
付則 昭和61年5月13日改正。
付則 平成2年5月24日改正。

多摩市役所剣道部慶弔金支給規定

第1条 多摩市役所剣道部部員（以下「部員」という）又は、親族が次の各号の一に該当するときは、この規定により、部員又はその家族に支給する。

- (1) 部員が結婚したとき _____ 20, 000円
- (2) 部員又は配偶者が出産したとき _____ 5, 000円
- (3) 部員が負傷又は疾病により7日以上欠勤したとき _____ 5, 000円
- (4) 部員が死亡したとき _____ 20, 000円
- (5) 配偶者が死亡したとき _____ 10, 000円
- (6) 父母（生計を同じくする義父母を含む）又は子が死亡したとき _____ 5, 000円
- (7) 部員が部在籍半年以上で退職したときは、10, 000円相当の記念品

第2条 前条に該当するときは、部員又は家族は部長に申し出るものとする。
2 部長は、前項の申し出を受けたときは、すみやかに事実を確認の上、支給しなければならぬ。

付則 この規定は、昭和48年4月1日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
付則 この規定は、昭和53年4月1日から施行する。
付則 この規定は、昭和62年4月1日から施行する。
付則 この規定は、平成7年4月1日から施行する。